

平成 28 年度に実施した個別指導において保険薬局に改善を求めた主な指摘事項

目 次

I 調剤全般に関する事項		IV 事務的事項	
1 処方せんの取扱い	1	1 届出事項	5
2 処方内容に関する薬学的確認	1	2 掲示事項	5
3 調剤	1		
4 調剤済処方せんの取扱い	1	V その他の事項	
5 調剤録等の取扱い	2	1 保険請求に当たっての請求内容 の確認	5
		2 関係法令の理解等	6
II 調剤技術料に関する事項			
1 調剤基本料	2		
2 調剤料	2		
3 一包化加算	2		
4 自家製剤加算	2		
III 薬剤管理料に関する事項			
1 薬剤服用歴管理指導料	2		
2 薬剤服用歴の記載	3		
3 薬剤情報提供文書	3		
4 経時的に薬剤の記録が記入できる 薬剤の記録専用の手帳	4		
5 薬剤服用歴の記録(電磁的記録)の 保存等	4		
6 麻薬管理指導加算	4		
7 重複投薬・相互作用等防止加算	4		
8 特定薬剤管理指導加算	4		
9 乳幼児服薬指導加算	5		
10 かかりつけ薬剤師指導料	5		

I 調剤全般に関する事項

1 処方せんの取扱い

- 次の不備のある処方せんを受け付け、調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 保険医の署名又は記名押印がないもの
 - ・ 処方せんの使用期間を超過しているもの
- 「処方」欄の記載に次の不備のある処方せんについて、疑義照会をせずに調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 用法の記載がない又は不適切なもの
 - ・ 用量の記載がない又は不適切なもの

2 処方内容に関する薬学的確認

- 処方内容について確認を適切に行っていない（処方医への疑義照会を行っているものの、その内容等を処方せん又は調剤録に記載していないものを含む。）次の例が認められたので改めること。
 - ・ 薬剤の処方内容から禁忌例への使用が疑われるもの
 - ・ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果（適応症）での処方が疑われるもの
 - ・ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法、用量で処方されているもの
 - ・ 過量投与が疑われるもの
 - ・ 倍量処方が疑われるもの
 - ・ 相互作用（併用禁忌・併用注意等）が疑われるもの
 - ・ 重複投薬又は薬学的に問題がある併用が疑われるもの
 - ・ 投与期間の上限が設けられている医薬品について、その上限を超えて投与されているもの
 - ・ 漫然と長期にわたり処方されているもの

3 調剤

- 調剤（後発医薬品への変更）について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 処方医が後発医薬品への変更を認めている場合に、患者に対して後発医薬品に関する説明を適切に行っていない

4 調剤済処方せんの取扱い

- 調剤済処方せんについて、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ・ 記載された調剤済年月日が誤っている
- ・ 医師に疑義照会した場合、その回答の内容を「備考」欄又は「処方」欄に記載していない
- ・ 必要な事項（調剤済年月日、保険薬局の所在地及び名称）を記載していない
- ・ 保険薬剤師の署名又は記名、押印がない

5 調剤録の取扱い

- 調剤録の記入について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 調剤した薬剤師の氏名を記載していない
 - ・ 記載された処方せんの交付年月日が誤っている

II 調剤技術料に関する事項

1 調剤基本料

- 同一患者から同一日に複数の処方せんを受け付けた場合において、同一の保険医療機関で一連の診療行為に基づいて交付された処方せんについて、受付回数を2回として算定している不適切な例が認められたので改めること。

2 調剤料

- 調剤料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 内服薬について、1剤とすべきところ、2剤として算定している
 - ・ 外用薬について、1調剤とすべきところ、2調剤として算定している

3 一包化加算

- 一包化加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 治療上の必要性が認められない場合に算定している
 - ・ 薬剤師が一包化の必要性を認め、医師の了解を得た後に一包化を行った場合に、医師の了解を得た旨及び一包化の理由を調剤録等に記載していない

4 自家製剤加算

- 自家製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている
 - ・ 調剤録等に製剤工程を記載していない

III 薬学管理料に関する事項

1 薬剤服用歴管理指導料

- 手帳を持参していない患者に対して、薬剤服用歴管理指導料の告示「注1」ただし書の点数を算定していない不適切な例が認められたので改めること。
- 手帳を持参している患者に対して、薬剤服用歴管理指導料の告示「注1」ただし書の点数を算定している不適切な例が認められたので改めること。

2 薬剤服用歴の記録

- 薬剤服用歴の記録について、次の事項の記載がない例が認められたので改めること。

【例】

- ・ 患者の体質・アレルギー歴・副作用歴等の情報
 - ・ 患者又はその家族等からの相談事項の要点
 - ・ 服薬状況
 - ・ 残薬の状況
 - ・ 患者の服薬中の体調の変化
 - ・ 併用薬等の情報
 - ・ 他科受診の有無
 - ・ 副作用が疑われる症状の有無
 - ・ 飲食物（服用中の薬剤との相互作用が認められているものに限る。）の摂取状況
 - ・ 後発医薬品の使用に関する患者の意向
 - ・ 手帳による情報提供の状況
 - ・ 服薬指導の要点
- 同一患者の薬剤服用歴の記録について、必要に応じて直ちに参照できるよう保存、管理していない例が認められたので改めること。
 - 患者の服薬状況、服薬期間中の体調変化等を確認し、新たに収集した患者情報を踏まえたうえで行う服薬指導の要点を薬剤服用歴の記録に記載するよう改めること。
 - 過去の薬剤服用歴の記録を参照したうえで、必要に応じて指導内容を見直し継続・連続的な指導記録の記載を行い、充実した内容の薬剤服用歴の記録を作成するよう改めること。
 - どのような副作用等に注目して聴取を行ったか等、薬学的な観点から聴取・確認した内容を薬剤服用歴の記録に記載し、患者への指導により活用できる記録となるよう充実を図ること。

3 薬剤情報提供文書

- 薬剤情報提供文書について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 提供した文書に、薬剤の形状（色、剤形等）、用法、用量、効能、効果、副作用、相互作用を記載していない又は記載が不適切である

- ・ 用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する記載について、患者等が理解しやすい表現になっていない

4 経時的に薬剤の記録が記入できる薬剤の記録専用の手帳

- 手帳による情報提供について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 重大な副作用又は有害事象等を防止するために特に患者が服用時や日常生活上注意すべき事項を記載していない
 - ・ 投薬された薬剤により発生すると考えられる症状（相互作用を含む。）を記載していない

5 薬剤服用歴の記録（電磁的記録の場合）の保存等

- 薬剤服用歴の記録（電磁的記録の場合）について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4．3版」に準拠していない

6 麻薬管理指導加算

- 麻薬管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 薬剤服用歴の記録に指導の要点を記載していない

7 重複投薬・相互作用等防止加算

- 重複投薬・相互作用等防止加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容を薬剤服用歴の記録に記載していない

8 特定薬剤管理指導加算

- 特定薬剤管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している
 - ・ 特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合に、その全てについての必要な薬学的管理及び指導を行っていない
 - ・ 対象となる医薬品に関して、患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点を薬剤服用歴の記録に記載していない
 - ・ 従来と同一の処方内容にもかかわらず当該加算を継続して算定する場合に、重点的に行った、特に指導が必要な内容について、薬剤服用歴の記録に記載していない

- ・ 「薬局におけるハイリスク薬の薬学的管理指導に関する業務ガイドライン」を参考に管理及び指導が行われていない

9 乳幼児服薬指導加算

- 乳幼児服薬指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 乳幼児に係る処方せんの受付の際に確認した体重、適切な剤形その他必要な事項等について、薬剤服用歴の記録及び手帳に記載していない
 - ・ 患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点について、薬剤服用歴の記録及び手帳に記載していない

10 かかりつけ薬剤師指導料

- かかりつけ薬剤師指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 患者の同意を得た旨を薬剤服用歴の記録に記載していない
 - ・ 患者が受診している全ての保険医療機関の情報、服用している処方薬、要指導医薬品及び一般用医薬品並びに健康食品等について、薬剤服用歴の記録に記載していない

IV 事務的事項

1 届出事項

- 次の届出事項に変更が認められたので、速やかに東海北陸厚生局長に届け出ること。
 - ・ 開局時間
 - ・ 保険薬剤師の異動（採用、退職）
 - ・ 保険薬剤師の勤務形態（常勤、非常勤）の変更

2 掲示事項

- 掲示事項について、次の不適切な事項が認められたので改めること。
【例】
 - ・ 東海北陸厚生局長に届け出た事項（施設基準）に関する事項を掲示していない
 - ・ 後発医薬品調剤体制加算を算定している旨を保険薬局の内側の見えやすい場所に掲示していない

V その他の事項

1 保険請求に当たっての請求内容の確認

- 保険薬剤師による処方せん、調剤録及び調剤報酬明細書の突合・確認を行うこと。

2 関係法令の理解等

- 健康保険法をはじめとする社会保険各法並びに医薬品医療機器等法等の関係法令に関する理解が不足しているので、当該関係法令を遵守し、適正な保険調剤を行うこと。
- 開設者は今回の指導結果の内容を踏まえ、同様に開設者となっている他の保険薬局について状況の把握を行うとともに、業務内容を改善するなど、保険調剤の質的向上及び適正化を図ること。